

さいしん

袴田巖さんの再審を求める会 会報

創刊号

2005年3月19日

〒140-0013

東京都品川区南大井5-11-5-706

Tel 03-3766-3072(平野方)

〒240-0024

横浜市保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町53-4-205

Tel 045-743-1468(鈴木方)

年間会費：3,000円／郵便振替口座番号：00120-3-410592／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会

最高裁での特別抗告審にすべての力を結集し 袴田巖さんの再審

無罪を勝ち取ろう！

昨年8月27日、東京高裁は不當にも袴田巖さんの再審請求を棄却する決定を出し、争いの場は現在最高裁へと移っています。

棄却決定を受け、「袴田事件の報道を収集し配布する会」は、10年余にわたって続けてきた活動を総括するとともに、最高裁で再審を勝ち取るためにどうすべきかを議論した結果、このたび、

「袴田巖さんの再審を求める会」

として再出発するとの結論に達しました。

獄中の袴田さんに残されている時間は決して多くはありません。健康問題も懸念されています。

支援者として今何ができるのか、何をすべきかを考えながら、弁護団や全国の支援者と連携し活動していく予定です。

今後ともご支援をよろしくお願いします。

© 工藤達巳

袴田巖さんの再審を求める会



～ Contents ～ 『さいしん』創刊号 目次

特集 『袴田巖さんの再審を求める会』 事務局より

『袴田巖さんの再審を求める会が誕生した』	平野 雄三（求める会 代表）	2ページ
『固く握った拳を解く日を信じて』	鈴木 武秀（求める会 事務局長）	3ページ
『「袴田巖さんの再審を求める会」という 名称への個人的思い』	求める会事務局 石井	4ページ
『今後の活動への提案など』	求める会事務局 石井	5ページ
『少しでも袴田さんの力に！』	西浦 正弘（求める会 事務局）	6ページ
『一日でも早く袴田さんを救出できるように』	江口 良子（求める会 事務局）	6ページ
『袴田さんと』	武田 敏史（求める会 事務局）	6ページ
『2004.8.27 高裁決定によせて、 郷里の皆さんへのメッセージ』	求める会事務局 石井	7ページ
トピックス『東京高裁が横浜事件の再審開始を支持しました』ほか		8ページ
『東京高裁 横浜事件 再審を支持』新聞報道		(別添資料)
『人権の21世紀をつくる 2005 文化の集い』辛淑玉さん講演会案内		(別添資料)

袴田巖さんの再審を求める会

が誕生した

平野 雄三（求める会 代表）

2005年3月19日付けで「袴田事件の報道を収集し配布する会」(以後「配布する会」と略称する)は、発展的に「袴田巖さんの再審を求める会」へ全面的に移行する。単なる名称の変更にとどまらず、特別抗告審(最高裁)で再審の開始を求めるために、活動を集中させることが最大の目的である。

昨春より「配布する会」10年間の活動を振り返る作業を始めた。昨年8月、東京高裁が再審請求を棄却決定したことを踏まえて、総括活動を9~10月に行い、私個人の名義で、「特別抗告審(最高裁)に勝利しよう！」と題した小文(A4版1頁)を「配布する会／第125回配布 2004・10・26」に発表した。「袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会」

の機関紙「無実／第7号 2004年11月30日」にも、会員の投稿という形で掲載されたので、ご覧になつた方が多いと思う。

その骨子は「弁護団も支援者もオープンな意見を闘わせる関係を作ろう」というもので、「オープンな意見を闘わせるということは、足を引っ張り合うことではなく、当事者の利益(再審・無罪を勝ち取ること)を最優先にして厳しい議論をすることである。これに耐えてこそ"難敵"の最高裁から勝利を勝ち取ることができるとと思う」と結んでいる。これは、私からの提案であり、特別抗告審(最高裁)を闘う決意の表明である。

これまでの「配布する会」は、再審支援を担う組織としては何とも奇妙な名称であった。1994年の発足当時、不幸にも「袴田さん支援組織」から突然、放り出されてしまい、何の準備もできない困難な出発の反映であった。そして奇妙な名称の如く「過渡期」と自覚した活動スタイルをとった。それにも「過渡期」が10年を越えてしまうとは、自分た

ちの誰もが予想できなかつた。「袴田巖さんの再審を求める会」は、これと比べると「満を持して」とは言い難いが、「配布する会」の総括に長期間を掛けた、準備にはある程度の余裕を持てた誕生である。

今こそ、特別抗告審(最高裁)に勝利するために、総括を反映させる新たな活動が必要である。「袴田巖さんの再審を求める会」は、こうして生まれた。袴田巖さんのご家族と袴田事件弁護団との信頼関係を深め、連携を強めて、全国の支援者とも連帯して、袴田巖さんの再審・無罪を早期に実現させたいと願っている。

また、これまで「配布する会」として培ってきた、他の再審事件、冤罪事件、死刑廃止、獄中処遇の改革等の活動との連帯をも、「袴田巖さんの再審を求める会」の重要な課題として取り組んで行きたい。

(2005年3月10日、記す)

堅く握った拳を解く日を信じて

鈴木 武秀（求める会 事務局長）

私が袴田えん罪事件に最初にかかわってから、今年で19年目に突入する。

当時19才、熱狂的なボクシングファンだった私は、著名なボクシング評論家である郡司信夫さんが雑誌に掲載した袴田事件の記事を目にし、軽い気持ちで支援者の会合に顔を出すことにした。

記事には、「ボクシング協会が全力で支援している」なんて書いてあったものだから、私はあこがれのボクサー達が多数駆けつけているものと思い込んでいた。しかし実際は、10人程度の得体の知れない（失礼！）人たちが、狭い会場で長机を囲み、淡々と会議を続けるだけだった。

聞けば、かつては盛んだったボクシング界の支援もすっかり下火になり、会議に参加する人など皆無とのこと。

正直、私はそこに行つたことを後悔したし、チャンスがあればいつでも抜け出そうと思っていた。そ

れが袴田えん罪事件との最初の出会いだった。

それが19年。当時の自分には決して想像できなかつたが、もう人生の半分、袴田えん罪事件にかかわってきたことになる。

最初は法律用語のいろはも全く解さなかつた私だが、当時の裁判資料や新聞報道に悪戦苦闘しながらひと通り目を通すうちに、この事件がまぎれもない“えん罪事件”であることを確信していった。以来、自分なりに袴田さんの再審実現のために力を尽くしてきたつもりである。

しかし今だ袴田さんを取り戻すことができていない。振り返ると、なんともやるせない思いになる。

他の活動なら長く続いていることに何らかの価値があるのかもしれないが、“死刑囚（明日にも執行があるかもしれない）”のえん罪支援にかかわるということは、一日もはやい再審・無罪を勝ち取ること（その身柄を取り戻すこと）以外はすべて敗北なのだ。“長くかかわっている”ことになんて、何の誇りも見い出せない。

この19年間で特に忘れられない瞬間がふたつある。1994年8月9日、静岡地裁における再審請求棄却決定と、2004年8月27日、東京高裁の即時抗告棄却決定の時である。いずれも裁判所前に陣取る支援者のひとりとして、その非情な瞬間を目の当たりにした。

11年前の静岡地裁。決定の瞬間、怒号渦巻く周囲の喧騒の中、実は意外に冷めた自分自身を感じていた。『再審棄却』の言葉があまり現実的に感じられなかつたのだ。

当時支援者の間では『免田、財田川、松山、島田』の次は『袴田』以外にない、と言っていた。

「こんな明らかなえん罪が、いつまでも黙認されるはずはない。次こそはきっといい結果が得られるはずさ」心のどこかにそうした“楽観”があつた。

しかし10年の歳月を経た昨年8月の高裁棄却決定を、楽観的に受け入れる余裕はもはや全くなき。

木で鼻をくくったような東京高裁の判決文を読むたびに、確実に老い、精神を蝕まれている獄中の

袴田巖さんの姿が思い起こされ、涙がにじんでくる。

そして袴田さんに残された時間や、反動的ともいえる司法界の現状を考えると、それまでのやり方を変えなければ、決して袴田さんを救い出せないことを、遅まきながら痛感した。

さて、『袴田巖さんの再審を求める会』である。私も発足当時から世話を務めてきた『袴田事件の報道を収集し配布する会』は、約10年の活動の間、数々の実績を残してきた。特に代表されるのが、事件当時の報道をまとめた、『袴田事件新聞報道資料集』の編纂である。これには弁護団をはじめ、多くの支援者から賞賛をいただいた。

しかし名称が示すとおり、会の主たる目的は、あくまで“新聞等の報道の収集、配布”にあった。袴田さんの再審を実現するに十分な体制であったとは、到底いい難かった。

東京高裁の棄却決定を受けて、配布する会の定例会では約半年間、最高裁で勝利をするために、私たちはどうするべきか、真剣に議論を進めてきた。方向性をめぐって世話を人の間の意見が分かれることもしばしばあった。しかしさまざまなキャリアや思考を持つ世話をのみんなに共通していたのは、「自分たちが変わらなければ、袴田さんの再審を勝ち取ることはできない」の一念だった。

このたび『袴田巖さんの再審を求める会』として船出できるのも、事務局員みんなのそうした熱意の賜物だと思っている。もちろん、『求める会』の真価が問われるのは、今後の活動である。『求める会』に求められるさまざまな意見を取り入れながら、袴田さんの再審開始に向けて全力で取り組んでいく。

19年間、袴田さんは私にファイティングポーズを構え続けてきた。

私は袴田さんと直接会ったことがない。袴田さんは私が生まれる前年に事件に巻き込まれ、逮捕された。私が知る袴田さんとは、1961年4月、フィリピンのマニラで遠征試合を行った時に撮影された、ファイティングポーズをとる、あの写真だけなの

だ。

袴田さんは今も闘い続けている。司法界の不正義と。死との恐怖と。そして、私と。

私も、袴田さんがその堅く握った拳を解き、やさしく手を差し伸べる日が来ることを信じ、闘いに臨む覚悟だ。

『袴田巖さんの再審を求める会』

という名称への個人的思い

求める会事務局 石井

新しい会の名称「袴田巖さんの再審を求める会」は準備会での話し合いの中から生まれたものなのですが、私自身あとで考えてみて自分の考えにとてもマッチしている名称であることに気がつきました。

無実だ、無罪だと限られた人々だけで叫んでいても一向に裁判所までその声は届かず、昨年の高裁決定の後も三日もすれば人々の記憶の片隅に消えてゆく程度にしか袴田さんの40年近くに及ぶ叫びは世間に人々に伝わっていないのが現実です。世論を喚起するといつてもどれほど事ができるのかと思ってしまう訳ですが、2009年にも始まろうとしている「裁判員制度」や司法改革への取り組みにからめ「過去の杜撰な判決が放置されたままで本物の改革などできるはずがない」と思う常識的な感覚を持って、袴田さんが無実であろうが無からうが、予断と偏見に満ち、事実認定において多数の問題が指摘されている捜査・裁判を絶対に見直すべきだという最大公約数的世論を再審請求の大きな後ろ盾として作らなくてはならないでしょう。そのことを明快に表現している名称として「袴田巖さんの再審を求める会」はとてもいい名前と思っています。

「袴田えん罪事件」と「味噌会社専務一家四人殺人・放火事件」

長く袴田さんの支援に関わっている方々やマス

コミの多くは「みそ会社専務一家四人殺人・放火事件」のことをあまり抵抗もなく「袴田事件」と表現しているように思います。私はかなり以前からこの読み替えに違和感を持っていましたが、支援の活動に具体的に少し加わるようになって益々その感を強く持つようになりました。つまらぬこだわりで袴田さん再審支援にとってそんな事はどうでもいい事と思われる方も多いかと思いますが、新しい会を作つて支援活動の発展を期する機会によせて、あえて書かせていただきます。

旧清水市横砂の味噌会社専務宅では四人の人が刃物でメッタ刺しにされたうえ火をはなたれて家ごと焼き殺されるという凄惨な事件が発生したのでありました。この事件の容疑者として逮捕された袴田巖さんはかなり早い時期から「犯人は袴田以外にない」という信念をもった」警察署員らによって拷問のごとき取調べをうけたのでした。そして映画のセリフではありませんが「事件は現場で起きているんじゃないんだ！・・まさに清水警察署の取調室で新たな事件は起きたのでした。これが世にい「袴田えん罪事件」であります。

「袴田えん罪事件」と「味噌会社専務一家四人殺人・放火事件」を強引に結ぶストーリーは自分の身に起こった事と考えれば、誰もが身の毛もよだつ恐ろしさです。「袴田えん罪事件」の主犯格とおぼしき刑事は拷問のごとき取調べをしたことなどまるで一片の罪悪感すらもっていません。

むしろ「正義」を実現するため、凶悪殺人犯と決めた容疑者を確実に有罪にするため、確信を持って自らの職務に忠実に従つたことを誇らしくすら考えているのです。

だからこそ「袴田容疑者」と「殺人・放火事件」を結ぶ合理的な物証はほとんど無かったという点を「味噌会社専務一家四人殺人・放火事件」の事件現場の証拠品（遺体の状況・解剖所見、クリ小刀、雨ガッパ、草履、シェルの4リットル缶などなど）をもっと追求し、さらなる証拠開示を求めることで明確に暴いてゆけないのでしょうか。ここに力点において確定判決の証拠構造を覆せないのでしょうか。犯行ストーリーに無理・矛盾があるのは当然だと裁

判官は言われるけれど、決定的に矛盾している事を無視しているような裁判所の論法をもっと追及できないのでしょうか。これまでの弁護団のご努力をさらに発展させるためにも、全般的な戦略の見直し・再構築をと、つい素的には考えてしまします。これから学習会や集まりのなかで議論が深められたらと希望しています。

今後の活動への提案など

求める会事務局 石井

新しい人に袴田さんの無実をこれから理解してもらうためには、すでに確信を持っている人は自重して臨む必要があると思います。

- ①無実であることは自明のことであるかのような押し付けがましい言い方は慎む。
- ②支援者や弁護人がまとめた冊子・原稿等はあくまでもその人の思考回路を通しての理解であるので、それをもって無実の確信を持ってもらうのは本物の確信になりえない場合がままある。
- ③すでに確信をもった人は、どのようにその確信を持ちえたかを丁寧に根拠を示して説明できるとい。このような支援活動や市民運動に関わってきた人々だけに通用するような“単語”“略語”“言い回し”を使わないように注意する。
- ④提供できる基礎資料（裁判記録・解説文章・書籍・マスメディアの報道・新聞資料等）をできるだけ紹介して、自分自身でそれらの資料を確認しながら理解を深めようとする人への協力をする。
- ⑤訴訟手続きその他の法的知識も解りやすくまとめて解説した資料があるとよい。
- ⑥事件の中身・確定判決のデタラメ度をわかりやすくまとめてみる。大胆にウイットヒューモア（権力批判はブラックユーモアでしょうが）をちりばめて。（例えば“消されたアリバイ”、“奇跡のくり小刀”、“静かに控え室でお待ち下さい”、“裏木戸の怪・マジックドア編”、“忍術・水道管わたり”などなど——漫画で描く殺人・放火事件の‘真相?’）
- ⑦弁護団ができること、支援者ができること、両者が協力してできること、それなりに役割分担ができる

、もっと組織的に協力できる関係が作れたらと思います。

*これまでの「袴田事件の報道を収集し配布する会」の活動で蓄積されてきたものや「袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会」のみなさんの活動で実現されているものもあります。今後も大いに協力して、お互いの活動の成果は積極的に利用しあって行けたらと思います。

少しでも袴田さんの力に！

西浦 正弘（求める会事務局）

私が、「配布する会」の活動に関わるようになってから、8年ほどの月日が過ぎました。

昨年の8月には、東京高裁の棄却決定が出され、次の最高裁の決定が出るまでの残された時間は、あまり多くは無いかも知れません。

私達は、法律の専門家ではありませんが、私達に出来る事、少しでも袴田巖さんの力になれる事があれば、微力ではありますが取り組んで行きたいと思っています。

一日も早く袴田さんを

救出できるように

江口 良子（求める会事務局）

1976年、袴田さんの裁判が高裁で棄却された新聞を見て、袴田さんに手紙を出したことから、袴田さんと文通が始まり、あれからもう30年近くが経とうとしています。当時はおたがいに獄中のえん罪事件の被告でした。

この30年の間に、私の方は、1979年に保釈となり、6年後に無罪確定。そして国家賠償請求裁判に取り組み、昨年11月には最高裁の上告棄却によって、それも終了しました。長い年月がかかりましたが、被告でもなくなり、原告でもなくなったという立場となった訳ですけれど、袴田さんのほうは今だ、無実が晴らせないまま死刑囚とされ、獄中に

あります。

袴田さんの無実が晴らせない無念さ、そして精神を病むほどの苦しみの重圧が、私にはとてもよく判る思いとなっています。だからこそ、『袴田事件の報道を収集し配布する会』の会員となり、“陰ながらの応援”をしてきましたが、3年数ヶ月前から本格的に支援者としての活動に取組みを開始することになりました。一日も早く袴田さんを救出できるように、今後も再審実現に向けて頑張っていきたいと思います。

『袴田巖さんの再審を求める会』として、新たに出発しようとしている現在、まだまだ私たちは力不足です。より多くの方々の参加、協力をお願いしたい気持ちでいっぱいです。

袴田巖さんと

武田 敏史（求める会事務局）

袴田巖さんは、1936年生まれで、今年の3月10日に69歳になった。私は彼より一つ上で、10月には70歳になる。一つ違いでも、同時代を同年代を生きてきた。私と彼を重ねて言えば、老いて来たということである。小川秀世弁護士が、『袴田事件』（山本徹美著、新風舎文庫）の解説に書いてるように、「残された時間はわずかである」は実感として切に思う。

彼とは、一度も逢って話をしたこともない。顔を合わせたこともない。私の知る彼の像は、ズボンの装着実験の写真は別にして、リング上で拳をかためた、ボクシングスタイルの写真の印象のまま今日に来ている。最初の袴田事件をまとめたパンフレットの茶色の表紙写真が、まさにセピア色という表現のままなのだ。

私より1年後に来る彼の年齢の節目。60歳の還暦はどのように過ごしているのだろうか、65歳には、彼の年金はどのようにになっているかとか、配布する会の新年会の自己紹介の折にふれてきた。

気にかかるのは健康のことである。老いれば、身体のどこかしこが悪くなる。耳は、眼は、歯は、健

康診断はと、私自身、身近な年齢の人と重ねて思う。それでなくとも、拘束されていれば身体は蝕むとも言われている。最近の報道では、医療制度の改善が行われるとあるが、実際はどうなのであろうか。

1980年11月19日の最高裁判決は、「本件上告を棄却する」と一瞬であった。彼は現在も、この一瞬の言葉と時間の中を生きている。この拘束を解かないかぎり、彼は彼でないと想いは強い。

最高裁判決で死刑確定したその日のうちに、高杉晋吾さんを中心に相談し、支援の体制を結成してきたが、名称は変わっても、一貫して袴田巖さんの再審を求め、無実を勝ち取る想いに変わりはない。

～2004.8.27 高裁決定によせて、 郷里の皆さんへのメッセージ (2004.9～12)～

求める会事務局 石井

遠州弁で言えば、まさに“判事のばかっつらが、やつきりこく”的な想いでした。

皆さんにもご記憶に新しいところと思いますが、さる8月27日に東京高裁において再審請求の即時抗告を棄却された浜北市の出身で40年近く無実を叫びつつ東京拘置所に収監されている死刑囚・袴田巖さんという方がいらっしゃいます。1966年に旧清水市で起きた「強盗・殺人・放火事件」の犯人とされ死刑判決を受けた方です。私も最近になって袴田巖さん支援の活動にすこし参加するようになりました。こうした分野にはまったくの素人であり無力な一市民としての活動ですが、この事件の杜撰な裁判過程や証拠などその全貌を知れば知るほど袴田さんは無実に違いないと思えてくるのです。と同時にもし自分がこのようないい加減で強引な捜査や取調べで犯人にされることがあったらと考へると本当に恐ろしい気がします。私たち一般市民にしてみれば警察・検察や裁判所は「正義を求めるよもや冤罪などを作り出して平然としている」などとは思ひもよらないことです。世の中に問題や矛盾

は幾万もありますが司法や検察に関わることは国の仕組みを川に例えれば、最上流に位置するのかと思います。その上流が濁っていては下流の様々な社会に健全さを求めるのはとても難しい事ではないでしょうか。

“冤罪”問題というのは、すべての人々にとってとても重要な問題をはらんでいる訳で、単に袴田さん一家が気の毒だというような水準ではないです。もちろん被害者や被害者ご遺族にとっても、誤った捜査や裁判によって“真犯人”をとり逃され、事件は解決されないまま無実の袴田巖さんを恨み、早く忘れないと思うしかない所に置きざりにされたのでした。被害者に対する無責任な噂話や中傷で傷つけられたこと也有ったでしょう。捜査当局や裁判所が犯した過ちは二重三重に多くの関係者に深い苦しみを与え、社会的正義を実現するために公正中立であるべき司法に対する信頼を低下させてきたのです。

袴田さんは「真実を明らかにしてほしい、もう一度きちんとした裁判をやり直して欲しい」と必死の叫びをし続けてきました。さまざまなグループが支援の輪に加わっていますが、私は東京で仲間たちと「袴田巖さんの再審を求める会」というグループをつくって支援活動のさらなる発展をしようと話し合っているところです。そこで、私にも袴田さんにとっても出身地である遠州地方の心ある方々や旧知の皆さんに「袴田さんの無実の叫びと支援活動」を知っていただきたいと思っています。

私自身、どんな政治団体にも宗教団体にも所属していないただの一市民として微力ながらできることを少しでもやれたらと考えているところです。先日も帰省した時に、同級生にあって少しお話しました。彼からは暖かい励ましのことばをもらい、話にいて良かったなと思いました。すこしでも知っていただいて今回お送りしたような資料なども読んでいただける方を増やして行けたらと思います。一般的に世論に訴えるとか、世論を盛り上げるといつてもなかなかどうすれば良いのか解らないわけです。どうぞ一度読んでいただいて感想などいただければ幸いです。

トピックス ~TOPICS~

東京高裁が横浜事件の再審開始を支持しました (別添資料参照)

第2次大戦中におこった言論弾圧事件『横浜事件』の第3次再審請求について、東京高裁は(中川武隆裁判長)は3月10日(木)、再審開始を認めた横浜地裁の決定を支持する判断を下した。しかもその内容は、地裁が示した「法令適用の誤り」によるものではなく、元被告らの自白は拷問によってなされたものであり、「有罪の事実認定は揺らぐ」とした画期的なものだった。東京高裁が『えん罪』を事実上認めたことで、再審・無罪に向けて大きな光が差し込んだことは間違いない。

しかしながら、この裁判の元被告たち5人はすでにこの世にはいない。有罪判決から60年という、あまりにも長すぎる歳月がうらまれる。

検察側はこれ以上の問題の長期化をすることなく、すみやかに今回の決定を受け入れ、再審開始に応じるべきである。

<続報>12日付新聞で、検察当局は特別抗告を断念したと報道された。これにより、再審開始を認めた高裁決定が確定し、近く横浜地裁において再審が開始される。限りなく無罪に近づいたと言つていいだろう。

(3月12日 鈴木 記)



(右写真) 故木村寧さんが残した句を手に記者会見する妻のまささん。右は森川金寿弁護団長 (asahi.com より)



人権の21世紀をつくる2005

辛淑玉(しん・すご)さん講演会のお知らせ

(別添資料参照)

4月13日(水)、東京・田町交通会館ホールにおいて行われます。袴田巖さんの再審を求める会は実行委員会の賛同団体の一員になり、チケット(¥1,000円)を扱っています。必要な方はご連絡ください。

『求める会』4月勉強会のお知らせ

本会では毎月1回程度、再審開始に向けた袴田えん罪事件の勉強会を開催します。

次回(4月)のテーマは(日時、場所未定)

『静岡県警本部作成捜査記録を読む』

です。参加をご希望の方は、事前にご連絡ください。

「求める会」ホームページの案内

(旧)配布する会当時は更新が大幅に滞りご迷惑をおかけしていましたが、求める会の発足を機に情報の発信を再開しました。『さいしん』掲載記事のほか、定例会や勉強会の情報もアップしていきますので、ぜひアクセスしてください。

<http://hakamadajiken.hpl.infoseek.co.jp/>

なお、本会のHPは袴田ネットのHP

<http://www.hakamada.net/>

にリンクしております。

あとがき ※長い議論を経て、いよいよ『袴田巖さんの再審を求める会』を立ち上げることになった。その名の通り袴田さんの再審開始に向け、支援者に求められるさまざまな運動に取り組んでいくつもりだ。※3月10日、巖さんは69歳の誕生日を迎えた。残された時間を考えると、この1~2年が正念場と言ってよい。再審の重い扉を開くために、みなさんのご支援、ご協力をよろしくお願いします。

※3月19日の発足の集いでの議論を受け、次号で本会の活動方針や規約を提示する予定です。(鈴木武秀)

2005年(平成17年)3月11日 金曜日

は三回被難した。これは、第一次世界大戦の際に、イギリス軍に捕獲され、高級官吏として日本に送り込まれたのである。

牧野昌智

<p>〔さいじと〕創刊号（三月一九日発行）新聞資料</p> <p>毎日新聞 2005年（平成17年）3月13日</p>	<p>午前十時、東京高裁十五み上りだ 「10日前、東京・震が闘の司説記者クラブ とを事業上認定してお 持法裁判が持つ問題点を 正面向からうそてる。 元被告の故木村亨さんの証言が記され る。勝ったと分かること なり、今回の決定は皆安維 持理由に掲げた高裁決定だ。 〔問〕白に依頼してお たとえは、筆者会員で眞理子さん も聞かれ、笑顛で語った。 竟する裏のまきひん 第三世界大戦中、多 強要されたを黙んである と判断した。 たとえは、筆者会員で眞理子さん も聞かれ、笑顛で語った。 〔答〕食ひて思つたが、</p>
<p>〔さいじと〕創刊号（三月一九日発行）新聞資料</p> <p>毎日新聞 2005年（平成17年）3月19日</p>	<p>午前十時、東京高裁十五み上りだ 「10日前、東京・震が闘の司説記者クラブ とを事業上認定してお 持法裁判が持つ問題点を 正面向からうそてる。 元被告の故木村亨さんの証言が記され る。勝ったと分かること なり、今回の決定は皆安維 持理由に掲げた高裁決定だ。 〔問〕白に依頼してお たとえは、筆者会員で眞理子さん も聞かれ、笑顛で語った。 竟する裏のまきひん 第三世界大戦中、多 強要されたを黙んである と判断した。 たとえは、筆者会員で眞理子さん も聞かれ、笑顛で語った。 〔答〕食ひて思つたが、</p>

3月11日
金曜日
2005年(平成17年)
曲奈川新聞社

2005年(平成17年)
神奈川新聞社
第22534号

鮮魚中華丼
金
萬
樂

四
十

「信語性主」
「查定品目」

戦犯最大の虐殺事件である「横浜事件」で、終戦直後に有罪判決を受けた元被告五人の遺族に
より第三回再審請求実現時抗告書が提出され、東京高等裁判所にて取り調べられて被告が懲役の自
由執行猶予があるとして、原告開始を認めた横浜地裁決定の結論を支持、検察側の即時抗告を棄却
した。元被告心の無罪書と新証拠がある、明確に指摘して画期的解決定。有罪確定から

無罪とすべき証拠「認める

1942年9月	雑誌「改造」掲載の論文をめぐり、神奈川県特高課(当時)が社会評論家細川嘉六氏を逮捕。その後、本がボックダムに次々に逮捕される。
1945年8月14日 8月29日-9月15日	日本が元請求人有罪判決
9月24日	日本が文書に調印
10月	日本が文書に調印の勅令公布
1946年1月	横浜地裁で再審1次請求
1946年3月	東京地裁が棄却
1947年3月	最高裁判所が特別抗告棄却
1949年3月	最高裁判所が棄却
1950年3月	地裁が棄却
1952年3月	地裁に3次請求
2002年4月15日	地裁が4次請求
03年4月10日	地裁が4次請求で再審開始決定。その後、検察側が即時抗告
05年3月10日	高裁が再審開始決定を支持、検察側の即時抗告棄却

東京高検は最高検に協点を重視。捜問は横浜検用性のない疑いが顕と詮論など。
雑誌「中央公論」編書旨
事件の取引調査の中で例
外的出来事があらびきでき
白だけで、その信用性に
疑惑があれば、確定判決
はばへ、元被害も相当
部員たつた男性の被生殺
五入は、一九四五八年八
十四日の某女公言書を
署後から九月にかけて有
回数の接觸をせば、やむ
べく婦の婦のもの自
白をしていても認られ
警察官を有罪とて確定
判決が受けられた。治安維
法改正の勅令公布は同年
十月。

<p>東京言語検定(骨子)</p> <p>木村浩司</p> <p>2005年(平成17年)3月10日</p> <p>●取扱いの際の注意事項の入力欄へ記入する。</p> <p>●行書を認めた有罪判決が確定してから、無効化するまでの間を除いては、原則として、被告人の口述書類の複数枚を提出する。</p> <p>●言語検定の結果、該件事件の有罪認定が確定する。</p> <p>●該件事件の有罪認定が確定する。</p> <p>●該件事件の有罪認定が確定する。</p>
<p>●元被告人の氏名</p>
<p>古田の東京高裁決定で</p>
<p>原告側が認められた元被告人の氏名は次の通りである。</p>
<p>由田浩、高木健次郎、平木村亮、小林英三郎。</p>

開いた。再審への重い罪を確定するため、元法務省官僚の有罪の確定をめぐる裁判は、元検察官の有罪確定をめぐる裁判と並んで、再審で最も注目される事件となってしまった。

人権の21世紀をつくる 2005

4月13日(水) 18:00開場 18:30開演 文化の集い



撮影/菅原 拓

しん す ゆ ま 辛 淑玉さん

日本社会における様々な人権抑圧に対して、在日として、女性としての立場から、マイノリティー、被害者とともに声をあげ、これに抗する活動を続けている。

著書 岩波新書『怒りの方法』

解放出版社『鬼哭啾啾』 他多数

韓日交流祭「KOREA SUPER EXPO」諮問委員

NHK教育番組「わたしの生きる道」番組委員

第15回多田人権賞受賞

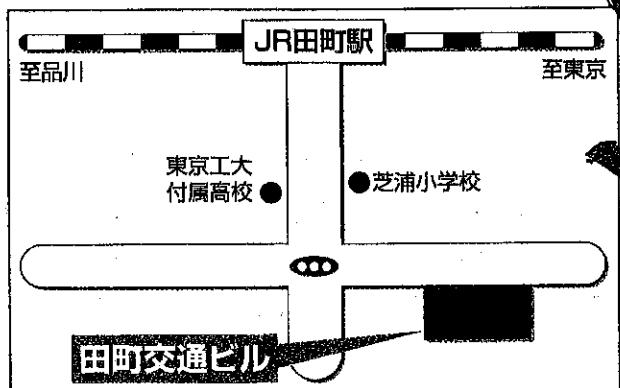
共に生きるとということ、 「在日」の立場から

田町交通会館ホール

(JR田町駅東口下車・徒歩5分)

全席自由/1000円

手話通訳あります。



後援 大田区、品川区、港区、目黒区

主催 「人権の21世紀をつくる文化の集い」実行委員会 TEL.03-3762-7176

趣 意 書

60年前、日本は太平洋戦争（第二次世界大戦）に敗北した。連合軍に対しての無条件降伏であった。この戦では日本中のすべての家庭（親類、縁者をふくめて）で生命を奪われたものが必ずいたという。

1945年8月15日の敗戦を境に多くの人々が「ダマサレ」たというおもいを深くしていった。生徒は教師に対して、教師は校長に対して、校長は文部省に対して、文部省は・・・

そして「ダマシ」た本人が特定されることなく、まして責任を取ることは無かつた。

「ダマサレ」たもの同士の向こう三軒四隣が相互に思想チェックし合っていたことも事実だ。「非国民」を憲兵に売り渡した「ダマサレ」た組もいた。

それ以前、人々と戦争準備を始めた1930年代に排外主義や差別を徹底的に利用して民意を統合しようとしたとき、そのことに反対を表明した人々は投獄されたり、殺された。こうした動きに人々は、「非国民」の烙印を避け、自らの思考回路を閉ざし沈黙をもって生きようとした。まるで「ダマサレ」が国家意志でもあるかのように。

この国はそのような歴史をもっているのだ。

「植民地化は朝鮮人も望んだことだし、日本もいいことをやってあげたんだ」

「レイプする男は元気があつていい」という国会議員の発言。在日外国人や女性、障害者に対してその存在を全否定するかのような発言をして居直っている政治屋。2000年以降とくに排外主義と差別を前面に押し出した確信的な居直りが増えている。この恫喝にメディア・マスコミは屈服し、自主規制をはじめた。この国に住む大多数が黙しはじめている現実は、1930年代の戦争前夜とおなじ社会構造ではないだろうか。

今この流れに沈黙することは、確実に戦争への道を開く共犯者になりかねない。

平和を実現するものは権力者や世間一般ではなく、この現実に怒り、声をあげる私たち一人ひとりでしかないのだ。「ダマサレ」ない生き方とは？多文化共生（連帶）をどう作るか？などの、緊急を要する平和への道のりについてご一緒に考えませんか。

『自分で考え、自分で動いてこそ、自分の道は開ける。そのためにはまず、奪われてきた怒りを奪還することだ。これは人間性を回復することでもある。』（辛 淑玉）

賛同人 今泉敏子 馬場裕子 新美昌道 三浦一康 長谷川岱潤 富田和代 酒井清治 吉田隆穂
山田省悟 青木郁夫 岩永ひろ子 高橋篤子 棚原初子 中大路満喜子 平野雄三 中嶋要 大地進
海老沢靖彦 旭美千子 谷口滋 鈴木栄二 小野寺玲子 高橋琴絵 佐藤正子 榎本留美 山中智子
金沢茂雄 小山田敏子 椎恵子 松浦利貞 高星正利 仲田明子 川西絹子 北角健二 木村元紀
和氣正典 坂本道夫

賛同団体 東京教組 都公立学校事務職員組合品川支部 部落解放同盟品川支部 全国一般労働組合
東京南部 狹山事件とえん罪を考える東京南部の会 全芝浦屠場労働組合 J P U 東京みなみ支部
財団法人興農会 東京都同和教育研究協議会 大田区教職員組合 部落解放をすすめ民主主義を守る
会 部落解放南部地区共闘会議 桥田巖さんの再審を求める会 どんぐり保育園労働組合 品川区教
職員組合 東京地公労南部地域協議会 港区職員労働組合 大田区職員労働組合 連合品川地区協

(3月9日現在)